

新潟市立巻西中学校いじめ防止基本方針

文部科学省および新潟市の基本方針を受け、「いじめ防止対策基本法」をもとに、新潟市立巻西中学校いじめ防止基本方針を策定する。

I いじめ防止に向けた基本方針

1 基本理念

いじめは、どの学校、どの学級、どの生徒にも起こりうる深刻な人権問題である。生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう努め、いじめを起こさない学校、学級作りによって、いじめを未然に防止するとともに、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

2 いじめの禁止・いじめの定義

巻西中学校生徒は、学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策基本法第2条」より

3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び職員は、全ての生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、いじめを起こさない学校、学級作りに努める。
- (2) 学校及び職員は、いじめの積極的認知・早期発見に努め、いじめが発生した場合には早期に解決できるように努める。（早期発見・早期対応・アフターケア・保護者等との連携）

II いじめ防止対策（基本事項）

1 基本方針

- (1) 全教育活動を通して「いじめをしない、許さない、見逃さない学校づくり」を推進し、生徒、教職員、保護者、地域でいじめ防止に努める。
- (2) 分かる授業・できる授業を推進するとともに、生徒一人一人の自己有用感を高め、学級、学年、部活動などが望ましい集団となるよう指導に努める。
- (3) 全教育活動を通して道徳教育に努め、生徒の豊かな心と、自他を尊重する精神を養う。
- (4) 「予防・相談」「発見・対応・アフターケア」「組織」「連携」の観点から、いじめ防止対策に取り組む。

2 いじめ防止対策

(1) いじめの予防

- ① 学校生活の全ての場面を活用して、生徒一人一人の自己有用感を高める。
- ② 学年・学級の活動や部活動などを通して、生徒と生徒、生徒と教師の望ましい人間関係づくりを推進する。

- ③ 分かる授業・できる授業の推進に向けて、「新潟市の授業づくり」及び「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」を活用した授業改善を行い、生徒一人一人の成長を促す指導を重視する。
 - ④ 道徳や、体験活動および人権教育の充実を図る。
 - ⑤ 風紀委員会などの生徒会と連携した「いじめ見逃し0」運動を推進する。
 - ⑥ 2か月に1回、いじめアンケートを実施し、生徒理解と早期発見に努めるとともに、適宜相談をおこなう。
 - ⑦ 年2回、全校生徒に教育相談を実施する。
 - ⑧ いじめを発見した場合の対応について、教職員の共通理解を図る。
 - ⑨ 普段から連絡を密にし、保護者と教職員の信頼関係を確立する。
 - ⑩ 職員会議、職員研修を通して、教職員の人権意識といじめに対する予防的・課題解決的な指導力を高める。
- (2) いじめの発見・対応・アフターケア
- ① いじめが発見された場合には、校内いじめ対応ミーティングを開催し、組織的に取り組み、早期解決を図る。
 - ② 被害者の立場に立った対応を心がける。
 - ③ 全職員が、以下の項目に留意し、問題の解決まで組織的・継続的に対応する。
 - ア 事実の確認
 - ・ 被害者を中心に関係生徒から事実を確認し記録を取る。
 - ・ 校内いじめ対応ミーティングで報告する。
 - イ 対応方針の決定
 - ・ 校内いじめ対応ミーティングで対応方針を策定する。必要に応じて、いじめ対策委員会で協議し対応方法を策定する。
 - ・ 学校の対応方法を被害者、保護者に説明し、対応方法を決定する。
 - ・ 教職員に事実を説明し共通理解を図り、被害者の見守りを行う。
 - ウ 指導・支援
 - ・ 加害生徒が問題点を理解し、反省するように事実確認と指導を行う。
 - ・ 被害生徒、保護者に調査状況と対応について適宜報告する。
 - ・ 関係保護者に事実を連絡し、今後の生活について相談する。
 - ・ 被害生徒と加害生徒との、今後の生活について相談の会を実施する。
 - ・ 必要に応じて、保護者会を実施する。
 - エ アフターケア
 - ・ 事後の状況について関係生徒と、適宜相談を実施する。
 - ・ 教職員で継続して見守り活動を行い、情報交換をする。
 - ・ 関係生徒保護者と定期的に連絡を取り、再発防止に努める。
- (3) 相談
- ① 生徒および保護者との信頼関係を深め、相談しやすい関係を構築する。
 - ② 教育相談の充実
 - ア 2か月に1回、いじめに関するアンケートを行い、結果をもとに相談を実施する。
 - イ 教育相談週間（6月、10月）で、全校生徒と教育相談を実施する。
 - ウ 毎週情報交換を行い、生徒の変化を見逃さずに相談会を実施する。
 - ③ 生徒指導部会（いじめ対策委員会）で毎週情報交換を行い、SC（スクールカウンセラー）を活用したり、必要に応じて関係機関との連携をはかる。
 - ④ 学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関の連絡先を周知する。

- (4) 保護者・地域との連携
- ① P T A活動，保護者懇談会，部活動保護者会など，あらゆる場面と機会を活用して保護者との連携を図る。
 - ② 学校たより，学年たより，生徒指導たより，学校ホームページ等を通して，情報提供に努め，積極的に地域との連携を図る。
- (5) いじめ防止対策に係わる組織
- ① 校内いじめ対応ミーティング
校長，教頭，生徒指導主事，関係生徒の学級担任・学年主任，事案に係る教職員で構成する。積極的認知に基づき，いじめが発生した際に開催できるように，教職員の共通理解を図る。
 - ② いじめ対策委員会
校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，不登校担当教諭，特別支援担当教諭，学年生徒指導担当教諭，S Cで構成する。必要に応じてP T A会長に参加を依頼する。定例会は年3回，生徒指導情報交換会時に開催する。また必要に応じて，随時開催する。
 - ③ 生徒指導部会
校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，不登校担当教諭，学年生徒指導担当教諭，（S C）で構成し，週1回開催する。必要に応じて特別支援教育担当教諭も参加する。
 - ④ 巻西中学校校区いじめ防止連絡協議会
巻西中学校長，巻西中学校生徒指導主事，巻北小学校生活指導担当，松野尾小学校生活指導担当，越前小学校生活指導担当，西蒲区教育事務所指導主事，西蒲区教育相談室相談員で構成し，5月・10月・2月の年3回情報交換会を実施する。
 - ⑤ その他，下記の会で情報交換会を実施する。
 - ・巻西中学校P T A地域懇談会
 - ・巻地区民生児童委員との情報交換会

3 「インターネットによるいじめ」の防止などに向けた取組の推進

インターネットを通じて行われるいじめは実態把握が難しく，発生した場合は解決が困難であるため，下記の対策を講じる。

- (1) 学校で行う対策
- ① 通信機器の使用，つきあい方について，自分のライフスタイルを崩すことなく適切に使用するための支援，助言を継続的に行う。
 - ② 携帯電話，スマートフォンおよびインターネットに接続できる通信機器については，校内への持ち込みを禁止とする。
 - ③ 生徒集会，学級指導，道徳，技術・家庭科授業など，あらゆる機会を活用して情報モラル教育を実施し，モラルの向上に努める。
- (2) 家庭に対して行う対策
- ① 入学説明会や保護者会などの機会を利用して，インターネットトラブル防止に関する啓発活動を行う。
 - ② 生徒指導たよりを通して，生徒の携帯電話，スマートフォンなどインターネットに接続できる機器の利用については，保護者の責任および監督の下で行われるように，ペアレンタルコントロールを要請する。
 - ③ 生徒がS N Sなどでトラブルを起こしたり，被害を受けたり，トラブルに巻き込まれたりした場合，またインターネットの過度の利用により学校生活に支障をきたしている場合には，S N Sの退会や閲覧停止などを保護者に勧告する。

- (3) インターネットによるいじめなどのトラブルが発生した場合の対応
- ① Ⅱの2の(2)に準じて対応するが、必要に応じて教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関と連携を密にして速やかに状況が改善されるように努める。
 - ② 被害生徒、保護者への支援、および加害生徒、保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については継続的に注視し、再発防止に努める。

Ⅲ 重大事態発生時の対処について

1 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。しかしながら、万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を調査、解明し、対処する。

2 重大事態の意味

生徒がいじめを受けたことにより、下記のような状況が発生した場合をいう。

- (1) 生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な被害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を負った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

3 重大事態が発生した場合

- (1) 情報を収集・整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに新潟市教育委員会に報告し、その後の対応・調査などについて指導を受ける。
- (2) いじめの内容が、犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、西蒲警察署と連携して対応する。また、生徒の安全や金品に重大な問題が生じる恐れがある場合も、直ちに西蒲警察署に通報し援助を求める。

4 関係生徒及び保護者への対応

Ⅱの2の(2)ウ・エに準じて対応するが、以下の項目に留意する。

- (1) いじめを受けた生徒に対して、心情、事実関係、いじめの解決に向けた意向を寄り添いながら丁寧に聞き取り、解決方法を共に検討する。安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。必要に応じてSCによる心のケアを行う。
- (2) いじめを受けた生徒の保護者に対して、学校管理下でいじめを起こしてしまったことを誠実にお詫びをする。生徒の心身の状況や事実関係を丁寧に説明し、いじめの解決に向けた保護者の意向を聞き取り、解決方法を共に検討する。また、保護者自身が不安を抱いている場合、SCやSSWによるカウンセリングを勧める。
- (3) いじめを行った生徒に対して、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させるとともに、相手の心の痛みを考えさせることを通して、再発防止を自ら誓うことができるようにする。また、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- (4) いじめを行った生徒の保護者に対して、事実を丁寧に説明し、行為の重大さを認識させるとともに、解決に向けた道すじを示し、協力を求める。

平成29年8月改訂